

愛媛労働局
平成22年11月29日

| | |
|-------------------|-----------------|
| 担当 | 愛媛労働局職業安定部職業安定課 |
| | 職業安定課長 木田 松司 |
| | 課長補佐 濱木 一明 |
| | 地方職業指導官 小野 博文 |
| Tel. 089-943-5221 | |

第2回愛媛労働局新卒者就職応援本部会議の開催について

新規学校卒業予定者の就職環境が引き続き非常に厳しい状況にあることから、愛媛県内の関係機関が緊密に連携し、未内定者等に対する就職支援を強化する必要があります。

このため、愛媛労働局では、一人でも多くの新卒者等が内定を得られるよう県内の実情を踏まえた効果的な就職支援を実現するため、「第2回愛媛労働局新卒者就職応援本部会議」を開催いたします。

1 開催日時

平成22年12月6日(月) 13:30~15:30

2 開催場所

ミレニアホテル松山 2階「伊予」

松山市本町2-5-5

3 主な議題

- (1) 管内の雇用失業情勢及び新規学卒者の就職内定状況について
- (2) 愛媛労働局及び関係機関の就職支援の実施状況について
- (3) 未内定者等に対する就職支援対策について
- (4) その他(意見交換)

募集・採用に当たって

事業主の
皆さまへ

3年以内既卒者は 新卒枠で応募受付を!!

「青少年雇用機会確保指針」が改正されました

新卒者の就職環境は、大変厳しい状況になっています。

意欲・能力があるにもかかわらず、厳しい就職環境の時期に当たったため、在学中に就職が決まらず就職浪人する既卒者が数多い中、こうした人たちに新卒採用の門戸を閉ざすことは、企業にとっても大きな損失です。

このため、雇用対策法第7条および第9条に基づき、厚生労働大臣が定めた「**青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針**」※に、**新卒採用に当たって、少なくとも卒業後3年間は応募できるようにすることなどが追加されました。**

【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

二 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。**当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする**こと。また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

※ この指針は、事業主の皆さまが、適切に青少年の募集及び採用を行うことができるよう厚生労働大臣が定めたものです。本指針に沿って、学校等を卒業後少なくとも3年以内の方は新卒枠での応募受付を行うなど、若者の雇用機会の拡大にご協力お願いいたします。

(改正の詳細内容など、詳細は次ページ以降をご覧ください)

既卒者を採用する企業を支援する奨励金を創設しました

- ▶ **3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金** → 大学等を卒業後3年以内既卒者を新卒枠で正規雇用した事業主に、正規雇用での雇い入れから**6ヵ月経過後に100万円支給**します。
- ▶ **3年以内既卒者トライアル雇用奨励金** → 中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を
有期雇用で育成し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。
 - ・ 有期雇用期間(原則3ヵ月) : 対象者1人につき**月10万円**
 - ・ 有期雇用終了後の正規雇用から**3ヵ月経過後に50万円**

※ あらかじめハローワークへの求人提出が必要です。ご利用に当たっては、事前にハローワークへご相談ください。



[主な改正点]

改正 その1

新卒者の採用枠に、学校等を卒業後少なくとも3年間は応募できるようにすることが追加されました。

【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、**学校等の卒業時期等**にとられることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

二 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業生についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。**当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業生が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする**こと。

また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

改正 その2

若者がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発・向上を図る場合に、安定した職業に就く機会を提供することが追加されました。

【事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置】

四 職業経験が少ないこと等により、青少年を雇入れの当初から正社員として採用することが困難な場合には、若年者トライアル雇用等の積極的な活用により、当該青少年の適性や能力等についての理解を深めることを通じて、青少年に安定した職業に就く機会を提供すること。また、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。

ジョブ・カード制度の詳細情報はこちらをご覧ください。

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/nou/ryoku/job_card01/index.html)

改正 その3

若者が職業能力の開発・向上についての目標を定めるために、本人の希望に応じた必要な情報提供や相談機会の確保などを行うこと、またその際に、職業能力評価基準等を活用することが追加されました。

【事業主が定着促進のために講ずべき措置】

二 実践的な職業能力の開発及び向上に係る措置

(三) 青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。

職業能力評価基準の詳細情報はこちらをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/index.html>)

■ 雇用対策法(昭和41年法律第132号)

第7条 事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならない。

第9条 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

**卒業後も就職活動を継続中の
新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を
有期雇用で育成し、正規雇用する事業主の方を支援します！**

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則3ヵ月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。

**有期雇用期間(原則3ヵ月):対象者1人につき月額10万円、
有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ:対象者1人につき50万円**

支給対象事業主

既卒者トライアル求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3ヵ月間の有期雇用として雇い入れ、その後に正規雇用で雇い入れた事業主。

- ※ 「既卒者トライアル求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3ヵ月以内の有期雇用契約を行う求人です。
- ※ 「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く)として雇用する場合」を指します。

対象となる未内定新卒者の条件

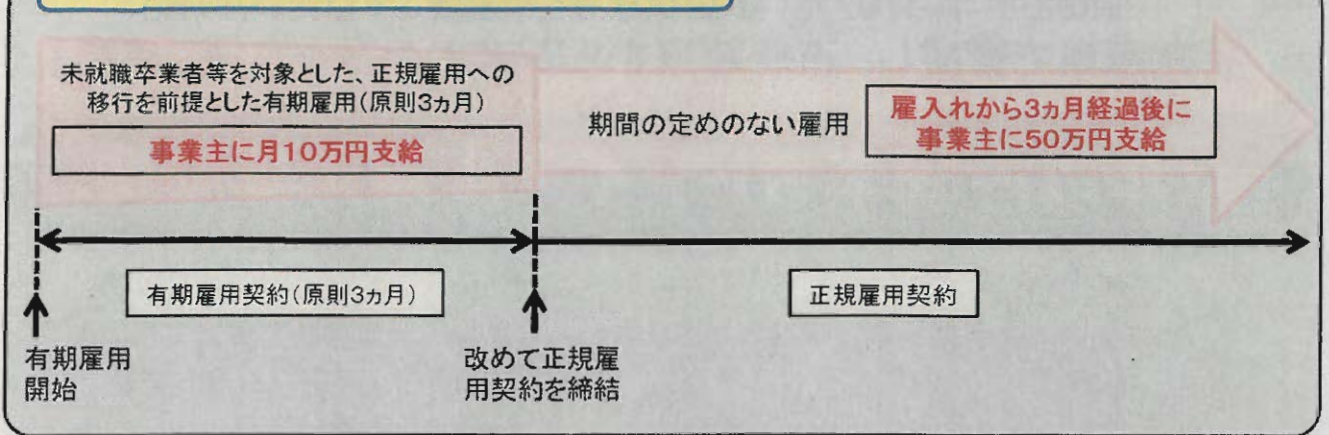
- 平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定(平成22年度の新規学卒者については、卒業日以降に本制度を利用できます)。
※ 中学校、高校、高専、大学(大学院、短大を含む)、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- 卒業後安定した職業に就いた経験がない(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない)。
- 40歳未満。
- ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者。

奨励金支給額

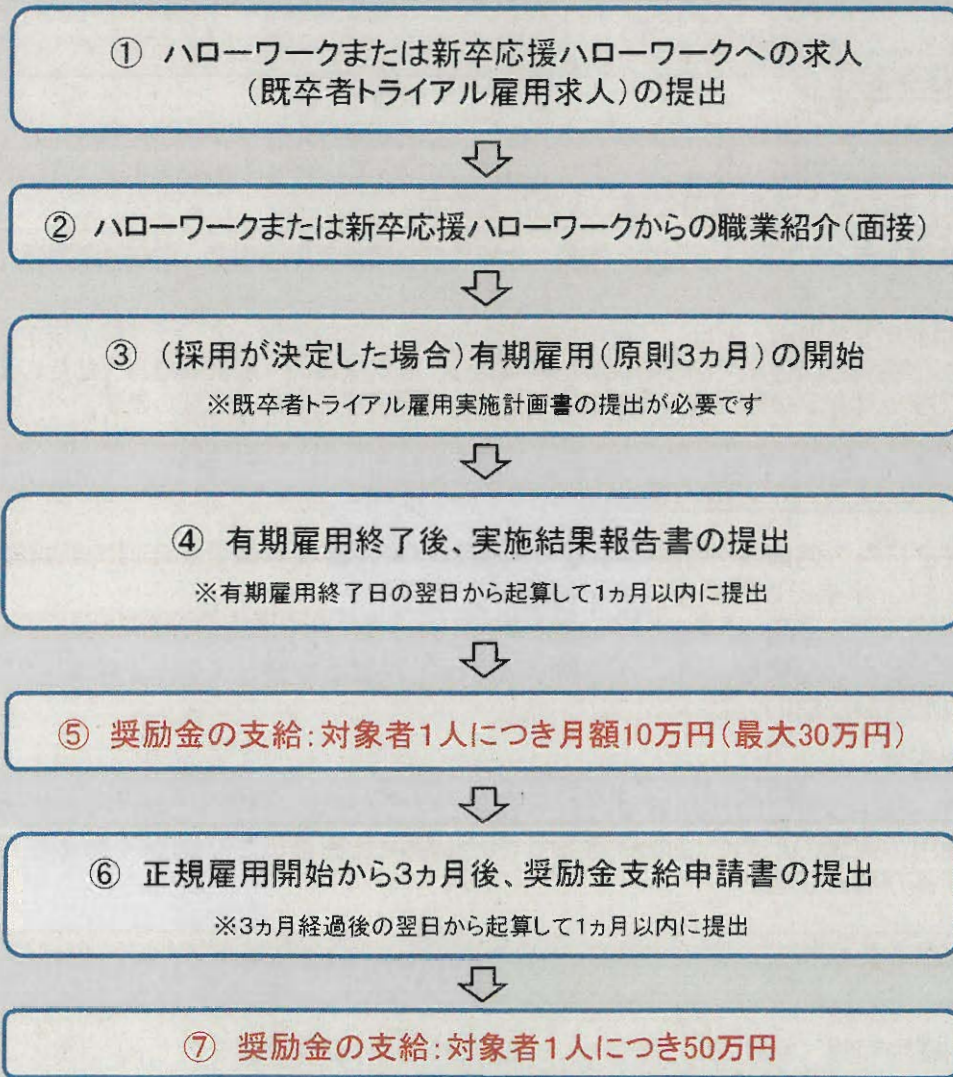
- 有期雇用期間(原則3ヵ月)・・・対象者1人につき月額10万円(最大30万円)
- 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円
(雇入れから3ヵ月経過後に支給)

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の概要



3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の流れ



詳しくは、お近くのハローワーク・愛媛新卒応援ハローワーク又は愛媛労働局にお問い合わせください。



事業主の皆様へ

大学等の既卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します！

新卒枠での
既卒者採用！

3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金 のご案内

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）に提出してください。

3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に100万円を支給

どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない人。

※大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。

※ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている人に限ります。

※平成22年度においては、平成20年3月以降に大学等を卒業した人が対象となります。

奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

※正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に、100万円を支給

※ 奨励金の支給は同一事業所に1回（100万円）限りとなります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

奨励金支給の流れ

① ハローワークまたは新卒応援ハローワークへの求人の提出
(卒業後3年以内の大卒者等も応募可能とする新卒求人)



② ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介
(採用面接)



③ 正規雇用の開始
(採用決定、正規雇用の労働契約締結)

正規雇用開始から
6カ月経過後

④ 事業所管轄ハローワークへ奨励金の支給申請



⑤ 奨励金(100万円)の支給

ご利用にあたっては、必ず事前にハローワーク・愛媛新卒応援ハローワーク又は
愛媛労働局にお問い合わせください。

(奨励金の支給にはその他にも一定の要件があります)

